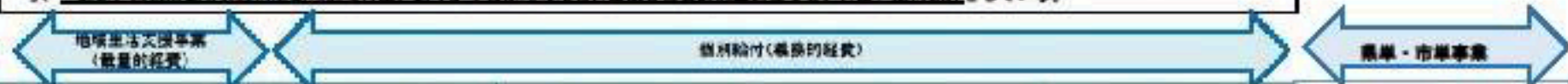


～障害者の移動を支援する福祉サービス事業体系～

- 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、同行援護、行動援護、重度訪問介護、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）といった「個別給付（裁量的経費）」でサービスを提供（マンツーマンでの対応）。
- その他、利用者の個々のニーズや状況に応じた柔軟な支援や複数の者に対する移動の同時支援（グループ支援）などを行うため、市町村を実施主体とする「地域生活支援事業（裁量的経費）」（移動支援事業）としてサービスを提供（マンツーマン、複数の方、いずれの対応もあり得る）。
- 個別給付については、障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支える上で重要であるが、これらの制度の趣旨や人員・財源の制約などから、「通院、就業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通年上適当でない外出」は対象外としている。



	移動支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	介護人派遣事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者等であり、市町村が外出時に移動の支援が必要と認められた者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害） - 障害者区分1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者（重度の身体不自由者又は重度の知的障害者等）（身体障害者等） - 障害者区分4以上と要介護1次の又は②のいずれかに該当する者 ① 二級以上に障害等がある者であって、障害者区分認定項目のうち「歩行」、「昇降」、「排泄」のいずれかが「支援が必要」以外に認定されている者 ② 障害者区分認定認定項目のうち「移動」、「通院」等の合計が2項目以上である者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児（重度の視覚障害） 【身体分類なし】 - 実行援護アシスタント等の基準を満たす者 【身体分類あり】 上記に加えて ① 障害者区分2以上 ② 障害者区分認定項目のうち「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定又は「昇降」、「排泄」、「通院」のいずれかが「支援が必要」以外に認定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児（重度の聴覚障害、精神障害） - 以下のいずれかに該当 ① 障害者区分2以上 ② 障害者区分認定認定項目のうち「移動」、「通院」等の合計が2項目以上ある者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 18歳以上の全身性障害者、重度の知的障害者 - 特別障害者手当の支給要件を満たす者及び個性まひ1級
支援の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会生活上必要不可欠な外出及び通勤活動等の社会参加のための外出の移動の支援 ○ 施設内支援 ア 個別支援型 イ グループ支援型 - 障害者の障害等への 援助支援 - 屋外でのグループワーク、同一事例場・同一イベントへの複数人同時参加の支援 ウ 通院等支援型 - 福祉バス等車両の活用による通院支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅における ○ 入浴、着せ替え及び食事等の介助 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ 生活等に関する相談及び助言 ○ その他日常生活全般にわたる援助 外出時における ○ 移動中の介助 ○ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅における ○ 入浴、着せ替え及び食事等の介助 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ その他日常生活全般にわたる援助 外出時における ○ 移動中の介助 ○ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外出時における ○ 移動に必要な情報の提供 ○ 移動の支援、着せ替え及び食事等の介助 ○ その他外出時に必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援 ○ 移動中の介助 ○ 外出時に生じる危険を回避するための支援 ○ 着せ替え及び食事等の介助その他の障害者等が行動する際に必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会参加のための外出とその準備及び帰宅に伴う支援
支援の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設への通院等のための移動介助又は居宅等での公的申請若しくは障害者自立支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通院、就業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通年上適当でない外出」を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通院、就業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通年上適当でない外出」を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通院、就業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通年上適当でない外出」を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活圏の拡大を図り、社会参加を促進するための外出
実施の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法に定める研修を受けた有資格者を雇用する障害福祉サービス事業所が、本人との契約に応じてヘルパーとして派遣する ○ あらかじめ市の支給決定を受けることが必要（移動支援は時間数、それ以外はサービス利用計画の作成も必要） ○ サービス報酬を受けた事業所がそこからヘルパーに賃金を支払う 					<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の推薦による登録介護人 ○ 障害者と介護人により介護調整 ○ 実績報告により市が支払